

日蓮大聖人御書全集

ねんぶつむけんじごくしよう

念佛無間地獄抄

新版
748
↓
757

念佛無間地獄抄

ねんぶつむけんじごくしょう

建長7年(’55) 34歳さい

ねんぶつ むけんじごく ごういん
念佛は無間地獄の業因なり、法華経は成仏得道の直路なり。早く浄土宗を捨てて法華経を持ち、生死を離れて菩提を得べきこと。

ほけきょうだいに ひゆほん い
法華経第二の譬喻品に云わく「もし人信ぜずして、この
きよう きぼう すなわ いっさいせけん
経を毀謗せば、則ち一切世間の仏種を断ぜん。その人は
みようじゅう あびごく い
命終して、阿鼻獄に入らん。一劫を具足して、劫尽きな
みよこう いつこう ぐそく
ば、さらに生まれん。かくのごとく展転して、無数劫に至ら
てんでん
むしゅこう
いた

うんぬん

もん

ほうべん
ねんぶつ
しん

しんじつ

しん

しんじつ

ん」云々。この文のごとくんば、方便の念佛を信じて眞実の法華を信ぜざらん者は、無間地獄に墮つべきなり。

念佛者云わく、我らが機は法華経に及ばざるあいだ、信ぜざるばかりなり。毀謗することはなし。何の科にて地獄に墮つべきか。

法華宗云わく、信ぜざる条は承伏なるか。次に、「毀謗」と云うは、即ち不信なり。「信は道の源、功德の母」と云えり。菩薩の五十一位には十信を本となし、十信の位には

信心を始めとなし、諸の惡業・煩惱は不信を本となす云々。

しかれば、譬喻品の十四誹謗も不信をもつて体となせり。今
の念佛門は、不信といい誹謗といい、いかでか「阿鼻獄に入
らん」の句を遁れんや。

その上、浄土宗には、現在の父たる教主釈尊を捨てて
他人たる阿弥陀仏を信ずる故に、五逆罪の咎によつて必
ず無間大城に墮つべきなり。経に「今この三界は、皆こ
れ我が有なり」と説き給うは、主君の義なり。「その中の
衆生は、ことごとくこれ吾が子なり」と云うは、父子の義
なり。「しかるに今この処は、諸の患難多し。ただ我一人
といまところもろもろげんなんおおわれいちにん

よ くご と たも ししよう ぎ のみ、能く救護をなす」と説き給うは、師匠の義なり。しかして、釈尊付囑の文にこの法華経をば「付囑して在ること有らしめん」云々。いづれの機か漏るべき。誰人か信ぜざらんや。しかるに、淨土宗は、主師親たる教主釈尊の付囑に背いて、他人たる西方極楽世界の阿弥陀如來を憑む故に、主に背けり。八逆罪の凶徒なり。違勅の咎、遁れ難し。即ち朝敵なり。いかでか咎無けんや。次に、父の釈尊を捨つる故に、五逆罪の者なり。あに無間地獄に墮ちざるべけんや。次に、師匠の釈尊に背く故に、七逆罪の人な

り。いかでか悪道に墮ちざらんや。

かくのごとく、教主釈尊は、娑婆世界の衆生には主師
親の三徳を備えて大恩の仏にて御坐します。この仏を捨
てて他方の仏を信じ、弥陀・薬師・大日等を憑み奉る人
は、二十逆罪の咎によつて悪道に墮つべきなり。

淨土三部経とは、釈尊一代五時の説教の内、第三方等部
の内より出でたり。この四卷三部の経は、全く釈尊の
本意にあらず。三世の諸仏の出世の本懐にもあらず。ただ
しばらく衆生誘引の方便なるのみ。譬えば、塔をくむに

あししろ

結

ねんぶつ

あししろ

ほつけ
ほうとう

足代をゆうがごとし。念佛は足代なり、法華は宝塔なり。

ほつかけとたもほうべんほつかけとうとたまのち

法華を説き給うまでの方便なり。法華の塔を説き給いて後

ねんぶつ あししろ き す ほけきよう
念への口一代ハボ刃の舎ヘシキル。ハリヒ、出屋堅

は
急仙の足代をばせり捨てへきたり
しかるに 法華經

説き給へて後に念仏に執著するは、塔をくみ立てて後に

あししろ じゃく とう もち ひと いはい とがな

足代に著して塔を用いざる人のごとし。あに違背の咎無か

らんや。

ほつけ
じよぶん
むりようぎきょう
しじゅうよねん

しかれば、法華の序分たる無量義経には「四十余年には

しんじつ あらわ と たま ねんぶつ ほうもん う やがて

「また眞実を隠さず」と説き給して念仏の法門を打ち破り

たも
しょくじゆう
ほけぎよう
じょくしき
ほくへん
す
たも
しょくじゆう
ほけぎよう
じょくしき
ほくへん
す

むじょうどう　と　の　たま　ねんぶつざんまい　す　たも
無上道を説くのみ」と宣べ給いて念佛三昧を捨て給う。これによつて、阿弥陀経の対告衆たる長老舍利弗尊者は、阿弥陀経を打ち捨てて、法華経に帰伏して華光如来と成り畢わんぬ。四十八願付囑の阿難尊者も、淨土の三部経を抛つて、法華経を受持して山海慧自在通王仏と成り畢わんぬ。阿弥陀経の長老舍利弗は、千二百の羅漢の中に智慧第一の上首の大聲聞にして閻浮提第一の大智者なり。肩を並ぶ人なし。阿難尊者は多聞第一の極聖にして釈尊一代の説法を空に誦せし広学の智人なり。かかる極位の大阿羅漢せつぱう　そら　じゅ　こうがく　ちじん

おうじょう じょうぶつ のぞ と ほとけ ざいせ そし
すら、なお往生・成仏の望みを遂げず。仏の在世の祖師

かくのごとし。祖師の跡を踏むべくば、三部經を抛つて

ほけきょう しん むじょうぼだい じょう
法華經を信じ、無上菩提を成すべきものなり。

ほとけ めつけ そし せんとくおお
仏の滅後においては、祖師・先徳多しといえども、大唐

ようしゅう ぜんどうおしょう 勝 ひと
楊州の善導和尚にまさる人なし。唐土第一の高祖なり云々。

はじ ようしゅう みょうしよう
始めは楊州の明勝といえる聖人を師となして法華經を

なら どうしゃくせんじ あ
習いたりしが、道綽禪師に值つて淨土宗に移り、法華經を

す ねんぶつしゃ な
捨てて念佛者と成れり。一代聖教において聖道・淨土の

にほん た ほけきょうとう しょだいじょうきょう
二門を立てたり。法華經等の諸大乘經をば聖道門と名づ

け、自力の行と嫌えり。「聖道門」を修行して成仏を願わん人は、百人にまれに一人二人、千人にまれに三人五人得道する者や有らんずらん、乃至千人に一人も得道なきことも有るべし。観経等の三部經を淨土門と名づけ、「この淨土門を修行して、他力本願を憑んで往生を願わん者は、十は即ち十生じ、百は即ち百生ず」とて、十人は十人、百人は百人、決定して往生すべしとすすめたり。觀無量壽經を所依となして四卷の疏を作る。玄義分・序分義・定善義・散善義これなり。その外、法事讚上・下、

般舟讚、往生礼讚、觀念法門經、これらを九帖の疏と名づけたり。

善導念佛し給えば口より仏の出で給うと云つて、称名念佛一遍を作すに三体ずつ口より出で給いけりと伝えたり。

毎日の所作には阿弥陀經六十卷・念佛十万遍、これを欠く

ことなし。諸の戒品を持つて一戒も破らず。三衣は身の皮

のごとく脱ぐことなく、鉢瓶は両眼のごとく身を離さず、

精進潔齋す。女人を見ざること一期生、眠らざること

三十年なりと自歎す。

さんじゅうねん

じたん

およそ善導の行儀法則を云えば、酒肉五辛を制止して、口に齧まず、手に取らず。未來の諸の比丘もかくのごとく行すべしと定めたり。一度酒を飲み肉を食らい五辛等を食らい念佛申さん者は、三百万劫が間地獄に墮つべしと禁めたり。善導が行儀法則は本律の制に過ぎたり。法然房が起請文にも書き載せたり。一天四海、善導和尚をもつて善知識と仰ぎ、貴賤上下、皆ごとく念佛者と成れり。

ただし、一代聖教の大王、三世の諸仏の本懐たる法華の文には「もし法を聞くことあらば、一りとして成仏せざる

「ことなげん」と説き給えり。善導は「法華經を行ぜん者は、
せんにん いちにん とくどう ものあ
千人に一人も得道の者有るべからず」と定む。いずれの説につ
付くべきか。無量義經には念佛をば「いまだ眞実を顯さず」
まこと
とて、實にあらずと言う。法華經には「正直に方便を捨て
むじょうどう ほけきよう たも
て、ただ無上道を説くのみ」とて、正直に念佛の觀經を捨て
しょうじき ねんぶつ かんぎょう す
てて無上道の法華經を持つべしと言う。この両説水火なり。
へん つ
いづれの辺に付くべきや。善導が言を信じて法華經を捨て
ほけきよう しん ぜんどう ことば しん
べきか、法華經を信じて善導の義を捨てべきか、いかん。
そ
夫れ、「一切衆生は皆仏道を成ぜん」の法華經、「一た
ほけきよう じよう
ひと

び法華経を聞けば、決定して菩提を成せん」の妙典、善導
が一言に破れて「千中無一」の虚妄の法と成り、無得道教
と云われ、平等大慧の巨益は虚妄と成り、多宝如来の「皆
これ真実なり」の証明の御言は妄語と成るか。十方諸仏の
「上、梵天に至る」の広長舌も破られ給いぬ。三世の諸仏
の大怨敵となり、十方如來の成仏の種子を失う大謗法の
科、はなはだ重し。大罪報の至り、無間大城の業因なり。
これによつて、たちまちに物狂いにや成りけん、所居の寺
の前の柳の木に登つて、自ら頸をくくりて身を投げ、死し

畢わんぬ。邪法のたたり踵を回らさず。冥罰ここに見れたり。最後臨終の言に云わく「この身厭うべし。諸苦に責められ、しばらくも休息なし」。即ち所居の寺の前の柳の木に登り、西に向かい願つて曰わく「仏の威神をもつて我を取り、觀音・勢至來つてまた我を扶けたまえ」と唱え畢わつて、青柳の上より身を投げて自絶す云々。三月十七日
くびをくくりて飛びたりけるほどに、くくり縄や切れけん、柳の枝や折れけん、大旱魃の堅土の上に落ちて腰骨を打ち折つて、一十四日に至るまで、七日七夜の間、悶絶蹙地し

喚
叫
し
お

て、おめきさけびて死し畢わんぬ。さればにや、これほど

こうそ
おうじょう
ひと
うち
い
おぼ

まつた よしゅう ひぼう ほつけしゅう もう

このこと全く余宗の誹謗にあらず、法華宗の妄語にもあ

せんどうおしょうじひつ るいじゅでん もん うんぬん なが

らず、善導和尚自筆の類聚伝の文なり云々。しかも一流れ

く もの みなもと わす ほう ぎよう もの し あと

を酔む者はその源を忘れず、法を行づる者はその師の跡

ふうんじょうどもんいしあとふ

を踏むべし』云々。淨土門に入つて師の跡を踏むべくんば、

りんじゅう
ときせんどう
じがい
ねんぶつしや

臨終の時善導がごとく自害あるべきか。念佛者として頸を

益
し
そ
む
と
が
あ

くくらすんば、師に背く咎有るべきか、いかん。

じゅうしちさい
じょうどしゅう
ほうねんしようにん
にほんじく

日本国には、法然上人、浄土宗の高祖なり。十七歳に

して一切經を習い極め、天台六十卷に渡り、八宗を兼学して一代聖教の大意を得たりとののしり「天下無双の智者、山門第一の学匠なり」云々。しかるに、天魔やその身に入りにけん、広学多聞の智慧も空しく、諸宗の頂上たる天台宗を打ち捨てて、八宗の外なる念佛者の法師と成りにけり。大臣・公卿の身を捨てて民百姓と成るがごとし。選択集と申す文を作つて一代五時の聖教を難じ破し、念佛往生の一門を立てたり。「仏說法滅尽經に云わく『五濁惡世に魔道興盛し、魔は沙門と作つて我が道を壞乱

あくにんうた おお

かいちゅう すな

ぜんにん

せん。悪人転た多くして海中の沙のごとし。善人はなはだ

少なくして、もしさ一人、もしさ二人ならん』云々。即ち

ほうねんぼう いちはん ににん うんぬん すなわ

法然房これなり」と山門の状に書かれたり。我が浄土宗の

さんもん じょう か わ じょうどしゅう

専修の一行為五種の正行と定め、權実・顯密の諸大乘

せんじゅ いちぎょう ごしう ぞうぎょう きら じょうどもん じょうぎょう せんどう

をば五種の雜行と簡つて、淨土門の正行をば、善導のご

けつじょう おうじょう すす

とく、決定して往生すべしと勧めたり。

かんぎょうとう じょううど さんぶきょう ほか いちだいけんみつ しょだいじょうきょう

觀經等の淨土の三部經の外、一代顯密の諸大乘經、

だいはんにやきよう はじ お ほうじょうじゅうきょう いた

大般若經を始めとなして終わり法常住經に至るまで、

だいはんにやきよう はじ お ほうじょうじゅうきょう いた

貞元錄に載するところの六百三十七部

じょうげんろく

ろっぴやくさんじゅうしちぶ

にせんはつぴやくはちじゅうさんかん

みな

せんちゅうむいち

いたずらもの

二千八百八十三卷は、皆「千中無一」の徒物なり、

なが

とくどうあ

なんぎょう

しようどもん

もん

と

永く得道有るべからず、難行・聖道門をば、門を閉じ、

なげう

さしお

す

じょうどもん

い

これを抛ち、これを閣き、これを捨て、淨土門に入るべ

すす

しと勧めたり。

いってん きせんこうべ かたむ

しかい どうぞくたなごころ

あ

一天の貴賤首を傾け、四海の道俗掌を合わせ、ある

せいし けしん ごう

ぜんどう さいたん

あお

いってん み

いは勢至の化身と号し、あるいは善導の再誕と仰ぎ、一天

しかい

きくさ

ちえ

にちがつ

せけん

て

四海になびかぬ木草なし。智慧は日月のごとく世間を照ら

かた なら

ひと

めいとく いってん

み

ぜんどう

こ

して肩を並ぶる人なし。名徳は一天に充ちて善導に超え、

どんらん

どうしゃく

すぐ

きせんじょうげ

みな

せんちやくしゅう

雲鸞・道綽にも勝れたり。貴賤上下は、皆、選択集をも

ぶつぱう みょうきょう

おも

どうぞく

なんによ

つて仏法の明鏡なりと思ひ、道俗・男女は、ことごとく
法然房をもつて生身の弥陀と仰ぐ。しかりといえども、
恭敬・供養する者は愚癡・迷惑の在俗の人、帰依・渴仰す
る人は無智・放逸の邪見の輩なり。權者においてはこれを
用いず、賢哲またこれに隨うことなし。

しかるあいだ、斗賀尾の明惠房は、天下無双の智人にし
て広学多聞の明匠なり。摧邪輪三巻を造つて選択の邪義
を破す。三井寺の長吏・公胤大僧正は、希代の学者にして
名譽の才人なり。淨土決疑集三巻を作つて専修の惡行を難
めいよ さいにん つく せんじゆ あくぎょう なん

ひえいざん　じゅうりょ　ぶっちょうぼうりゅうしんほつきょう　てんかむそう　がくしょう
ず。比叡山の住侶・仏頂房隆真法橋は、天下無双の学匠
にして山門探題の棟梁なり。彈選査上下を造つて法然房
が邪義を責む。

なんと　さんもん　み　い　たびたびそうちもん　へ
しかのみならず、南都・山門・三井より度々奏聞を経て、
ほうねん　せんちやく　じゅぎ　ぼうこく　もとい　むねうつた　もう
法然が選査の邪義は亡国の基たる旨訴え申すによつて、
にんのうはちじゅうさんだいつちみかどいん　ぎよう　しょうげんがんねんにがつじょうじゅん
人王八十三代土御門院の御宇、承元元年一月上旬に、
せんじゅねんぶつ　ちょうほん　あんらく　じゅうれんとう　ほばく
専修念佛の張本たる安樂・住蓮等は捕縛され、たちまち
こうべ　は　お　ほうねんぼうげんくう　おんる　じゅうか　しづ
に頭を刎ねられ畢わんぬ。法然房源空は遠流の重科に沈み
畢わんぬ。その時の摂政左大臣家実と申すは、近衛殿の
お　とき　せつしょうさ　だいじんいえざね　もう　このえどの

おんこと

おうだいき み

たれ

うたが

御事なり。このことは皇代記に見えたり。誰かこれを疑わ
ん。

しかのみならず、法然房死去の後も、また重ねて山門よ
り訴え申すによつて、人王八十五代後堀河院の御宇、嘉祿
三年、京都六箇所の本所より法然房が選択集ならびに
印板を責め出だして、大講堂の庭に取り上げて、三千の大衆
会合し、「三世の仏恩を報じ奉るなり」とてこれを焼失せ
しめ、法然房が墓所をば犬神人に仰せ付けてこれを掘り出
だして、鴨河に流され畢わんぬ。

せんじ いんぜん かんぱくでんか みぎょうしょ ごきしちどう な くだ
宣旨・院宣・閔白殿下の御教書を五畿七道に成し下され
ろくじゅうろうつかいく ねんぶつ ぎょうじや いちにちかたとき お
て、六十六箇国に念佛の行者、一日片時もこれを置くべから
つしま しま お や むね しょくく こくし おおつ
らず、対馬の島に追い遣るべきの旨、諸国の国司に仰せ付け
さがみのかみ う ぶみとう みょうきょう しだい りょうろくはら ちゅうしんじよう かんとう
られ畢わんぬ。これらの次第、両六波羅の注進状、関東
相模守の請け文等、明鏡なるものなり。
かろくさんねんしがついつか さんもん くだ せんじ い
嘉祿三年七月五日に山門に下さるる宣旨に云わく、
せんじゅねんぶつ ぎょう しょしゅうすいび もとい よ
専修念佛の行は諸宗衰微の基なり。これに因つて代々
みかど げんし くだ こと きんあつ くわ だいだい
の御門、しきりに嚴旨を降され、殊に禁遏を加うるところ
なり。しかるを、頃年また興行を構え、山門訴え申さし
けいねん こうぎょう かま さんもんうつた もう

せんぶ まか おお くだ さき お
むるのあいだ、先符に任せて仰せ下さること先に畢わん
ぬ。その上、かつは仏法の陵夷を禁ぜんがため、かつは衆徒
の鬱訴を優らぐるによつて、その根本と謂わるる隆寛・
成覚・空阿弥陀仏等をもつてその身を遠流に処せしむべき
の由、不日に宣下せらるるところなり。余党においては、
その在所を尋ね搜して、帝土を追却すべきなり。この上は
早く愁訴を慰んじて蜂起を停止すべきの旨、時刻を回らさ
ず御下知有るべく候。ていれば、綸言かくのごとし。頼隆、
誠恐頓首謹言。
せいきょうとんしゅきんげん

しちがついつかとりのこく

七月五日酉刻

うちゅうべんよりたか
右中弁頼隆

うけたまわ

奉る

しんじょう

てんだいざすだいそうじょうごぼうまんどころ

進上 天台座主大僧正御房政所

どうしちがつじゅうさんにちさんもん くだ

せんじ い

同七月十三日山門に下さるる宣旨に云わく、

せんじゅねんぶつこうぎょう やから

ちようじ

よし ごきしちどう せんげ

専修念佛興行の輩を停止すべきの由、五畿七道に宣下

お ごぞんち そそうう

せられ畢わんぬ。かつは御存知あるべく候。縁言かくの

ごとし。これを悉くせ。頼隆、誠恐頓首謹言。

よりたか せいきょうとんしゅきんげん

しちがつじゅうさんにち

七月十三日

うちゅうべんよりたか

右中弁頼隆 奉る

しんじょう てんだいざすだいそうじょうごぼうまんどころ

進上 天台座主大僧正御房政所

うちゅうべんよりたか

でんかみぎょうしょ

〔殿下御教書〕

せんじゅねんぶつ

専修念佛のこと、五畿七道に仰せて永く停止せらるべき

よし せんじつせんげ

の由、先日宣下せられ候い畢わんぬ。しかるに、諸国にな

き あ うんぬん せんじ じよう まも さ たい

おその聞こえ有り云々。宣旨の状を守つて沙汰致すべきの

よし じとう しゅごしょとう おお つ むね きんもんうつた もう

由、地頭・守護所等に仰せ付けらるべきの旨、山門訴え申

そうちう ごげちあ そうちう むね

し候。御下知有るべく候。この旨をもつて沙汰申さし

よし でんか みけしきそうちう さ たもう

め給うべきの由、殿下の御氣色候ところなり。よつて執達、

くだん

件のことし。

からくさんねんじゅうがつとおか

嘉禄二年十月十日

参議範輔

在判

さんぎのりすけ

ざいはん

むさしのかみどの

武藏守殿

ようそんりつしゃ じょう い
永尊豎者の状に云わく「この十一日の大衆の僉議に云
ほうねんぼう つく せんちやく ほうぼう しょ
わく『法然房の造れるところの選択は謗法の書なり。天下
とど お ざいざいしょじよ たも

にこれを止め置くべからず』。よつて、在々所々の持つとこ
しょうしつ

ろならびにその印板を大講堂に取り上げ、三世の仏恩を報
い お さんぜ ぶつおん ほう

せんがためにこれを焼失せしめ畢わんぬ。また云わく「法
ねんしょうにん ぼしょ かんじんいん いぬじにん おお つ はきやく ほう
然上人の墓所をば、感神院の犬神人に仰せ付けて破却せし
め畢わんぬ。嘉禄三年十月十五日』。

りゆうしんほつきょうもう

い

せんじゅねんぶつ

ぼうこく

もと

隆真法橋申して云わく「専修念佛は亡国の本たるべき

むね もんり あ

旨、文理これ有り」。

さんもん うんごじ おく じょう いやしげんくう ぞんしよう
山門より雲居寺に送る状に云わく「邪師源空、存生の
なが ざいじょう しず めつご いま
間には永く罪条に沈み、滅後の今はかつ死骨を刎ねらる。
じやるい じゅうれん あんらく し げんや たま
じょうかく

その邪類たる住蓮と安樂とは死を原野に賜わり、成覚と
さつしよう けい おんる こうむ
薩生とは刑を遠流に蒙りぬ。ほとんどこの現罰をもつて

その後報を察すべし」云々。

ああ、世法の方を云え巴、違勅の者と成り、帝王の勅勘
こうむ いま ごしやめん てんき な こころあ ていおう ちよっかん
を蒙り、今に御赦免の天氣これ無し。心有る臣下万民、

誰人か彼の宗において布施・供養を展ぶべきや。仏法の方
を云えば、正法誹謗の罪人たり。無間地獄の業類なり。い
ずれの輩か念佛門において恭敬・礼拝を致すべきや。庶幾
わくは、末代今之淨土宗、仏在世の祖師たる舍利弗・阿難
等のごとく、淨土宗を抛つて法華経を持ち、菩提の素懷を
遂ぐべきものか。

日蓮 花押